附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第四㈡の規定による冬服上衣、女性第一種冬服上衣、冬服ズボン、女性冬服ズボン、夏服上衣、女性第一種夏服上衣、夏服ズボン、女性夏服ズボン、ワイシャツ、女性ワイシャツ及びネクタイは、それぞれこの省令による改正後の別表第四㈡の規定による第一種演奏服冬服上衣、女性第一種演奏服冬服上衣、演奏服冬服ズボン、女性演奏服冬服ズボン、第一種演奏服夏服上衣、女性第一種演奏服夏服上衣、演奏服夏服ズボン、女性演奏服夏服ズボン、第一種ワイシャツ、第一種女性ワイシャツ及び第一種ネクタイとみなす。

3　この省令の施行の際現に海上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第三㈠イの規定による冬服上衣、女性冬服上衣、第一種夏服上衣及び女性第一種夏服上衣並びに航空自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されているこの省令による改正前の別表第四㈠ロの規定による礼服冬ズボン、女性礼服冬上衣、女性礼服夏上衣、女性礼服スカート、礼服夏上衣、礼服夏ズボン、腹飾帯、ワイシャツ及び女性ワイシャツ並びに同表㈡の規定による女性第二種冬服上衣、女性冬服スカート、女性第二種夏服上衣、女性夏服スカート、女性第二種ネクタイ及び腹飾帯は、この省令による改正後の別表第三㈠イ、別表第四㈠ロ及び同表㈡の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

規　則

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百五十人」を「千二百五十一人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十四条の規定に基づき、会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（平成十七年会計検査院規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第四十六条」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第百二十四条」に、「法第二章から第四章の二まで（法第十条及び法第四章第四節を除く。）」を「法第五章第二節から第五節まで（法第七十四条及び同章第四節第四款を除く。）」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（以下この項において「旧規則」という。）第一条の規定により院長がその所掌に係る権限又は事務を職員に委任している場合における当該権限又は事務は、この規則による改正後の会計検査院の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の委任に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第一条の規定により当該職員に委任したものとみなす。この場合において、この規則の施行前にされた当該職員に係る旧規則第二条の規定による公示は、新規則第二条の規定によりされた公示とみなす。

○会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の六の規定に基づき、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則（平成十三年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「審査会設置法第八条第三項第一号に規定する行政保有個人情報」を「審査会設置法第八条第三項に規定する保有個人情報」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第七号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十二条第三項及び第三十八条の規定に基づき、会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長　森田　祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　各局に共通する検査手法の開発及び検査事務の合理化に関すること

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第八号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長　森田　祐司

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八十条第二項を削り、同条第三項中「各事業年度」を「同条第一項各号に掲げる事業年度」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十一条第一項中「準用通則法」を「国立大学法人法第三十五条において読み替えて準用する通則法（以下「準用通則法」という。）」に改める。